

令和 8 年 第 6 回 定 例 魚 沼 市 教 育 委 員 会 会 議 録				
会 議 日 程	令和 8 年 6 月 9 日	午後 1 時 30 分	開会	
		午後 2 時 35 分	閉会	
場 所	魚沼市役所 本庁舎 305 会議室	書 記	稲津 未来	
委 員 定 数	5 名 (出席者 4 名 欠席者 1 名)			
出席委員	教 育 長 樋 口 健 一 委 員 浅 井 誠 哉	教育長職務代理者	星 麻 衣 委 員 八 木 由 美 子	
欠 席 委 員	委 員 桑 原 哲 也			
説 明 の た め 出 席 し た 者	事 務 局 長 吉 澤 国 明 管理指導主事 米 山 智 教育センター次長 須 佐 光 行 子ども課長 浅 井 勝 美 庶 務 係 稲 津 未 来	学校教育課長 大 羽 賀 勤 管理指導主事 高 橋 明 大 生涯学習課長 坂 大 聡 庶 務 係 長 森 山 玲 子		

会議事項及び議事の経過

開会宣言

(教 育 長) これより令和8年第6回魚沼市教育委員会を開催します。

日程第 1 会議録署名委員の指名について

(教 育 長) 日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。
本日の会議録署名委員は、会議規則第23条第 3 項の規定により
浅井 誠哉 委員をお願いします。

日程第 2 教育長の諸報告

(教 育 長) 日程第 2、教育長の諸報告を行います。(資料 3 ページ、教育長諸報告により 5 月 13 日から 6 月 9 日までの出席会議・行事等について報告)

(教 育 長) このほかに教育長諸報告について、質疑はありますか。

(教 育 長 職 務 代 理 者) 今日は学校統合保護者説明会ですか。

(教 育 長) 本日、宇賀地小学校会場で第1回学校統合保護者説明会が始まり、6月
から8月まで13会場を回ります。
まずは説明会を終えた後、各学校ごとに保護者代表や地域の代表などで検討委員会を立ち上げ、計画どおりの統合でよいかどうかを検討していただきます。
統合に合意が得られた場合には、具体的な準備や事業、活動について、統合に向けた準備委員会として立ち上げ、進めていく予定です。

(教 育 長) ほかに質疑はありませんか。

(委 員) (「ありません」の声あり)

(教 育 長) 教育長諸報告については、以上でよろしいですか。

(委 員) (「はい」の声あり)

(教 育 長) それでは以上で教育長の諸報告を終わります。

日程第 3 報告 第11号 臨時代理報告
魚沼市学校運営協議会委員の委嘱等について

(教 育 長) 日程第 3、報告第11号 臨時代理報告 魚沼市学校運営協議会委員の
委嘱等についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

- (学 校 教 育 課 長) 説明いたします。(資料により説明：魚沼市学校運営協議会委員の委嘱等について)
- (教 育 長) 報告第11号について、質疑はありませんか。
- (委 員) (「ありません」の声あり)
- (教 育 長) 質疑なしと認めます。
- 報告第11号について、本案は原案のとおり承認することに異議ありませんか。
- (全 委 員) 「異議なし」
- (教 育 長) 異議なしと認めます。よって報告第11号は原案のとおり承認することとします。

日程第4 報告 第12号 臨時代理報告
魚沼市子ども・子育て会議第7期委員の委嘱について

- (教 育 長) 日程第4、報告第12号 臨時代理報告 魚沼市子ども・子育て会議第7期委員の委嘱についてを議題とします。事務局の説明を求めます。
- (子 ど も 課 長) 説明いたします。(資料により説明：魚沼市子ども・子育て会議第7期委員の委嘱について(説明))
- (教 育 長) 報告第12号について、質疑はありませんか。
- (委 員) (「ありません」の声あり)
- (教 育 長) 質疑なしと認めます。
- 報告第12号について、本案は原案のとおり承認することに異議ありませんか。
- (全 委 員) 異議なし。
- (教 育 長) 異議なしと認めます。よって報告第12号は原案のとおり承認することとします。

日程第5 議案 第20号
令和8年度一般会計補正予算(第1号)について

- (教 育 長) 日程第5、議案第20号 令和8年度一般会計補正予算(第1号)についてを議題とします。報告事務局の説明を求めます。
- (事 務 局 長) 説明いたします。(資料により説明：令和8年度一般会計補正予算(第1号)について(説明))
- (学 校 教 育 課 長) 説明いたします。(資料により説明：令和8年度一般会計補正予算(第1号)について(学校教育課分を説明))
- (生 涯 学 習 課 長) 説明いたします。(資料により説明：令和8年度一般会計補正予算(第1号)について(生涯学習課分を説明))
- (子 ど も 課 長) 説明いたします。(資料により説明：令和8年度一般会計補正予算(第1号)について(子ども課分を説明))
- (教 育 長) 議案第20号について、質疑はありませんか。
- (委 員) 学校教育課の補助金算定の誤りについて、県と魚沼市のどちらの誤りだったのでしょうか。
- (教 育 セ ン タ ー 次 長) 通常、自治体が事業者となって国から補助金を受ける場合は、消費税分も含めて交付されます。
 今回はリースのため、リース会社が補助金を受けて物を仕入れる形になっていました。
 その場合、リース会社は消費税の課税事業者なので、補助金収入分は非課税売上として計上し、仕入れにかかった消費税は後で国税庁に還付請求する仕組みになります。
 本来は消費税を差し引いて補助金を支払う必要がありましたが、消費税を含めた金額で受給してしまい、その後に誤りが判明したため、消費税分を返還しました。
 この計算は県、市、リース会社の3者で確認していましたが見落としとしており、後にリース会社本社から指摘があったため、補助金算定を修正しました。
- (委 員) 次にPCBについて説明していただいてもいいでしょうか。

- (生涯学習課長) PCBについては、堀之内公民館にトランスがあります。
高濃度PCBは令和4年度に全て処理済みです。
残っていた低濃度PCBは今年度末で全て廃棄予定でしたが、当初予算に間に合わなかったため、今回追加して処分することとしました。
- (教 育 長) ほかに質疑はありませんか。
- (委 員) (「ありません」の声あり)
- (教 育 長) 質疑なしと認めます。
- 議案第20号について、本案は原案のとおり承認することに異議ありませんか。
- (全 委 員) 「異議なし」
- (教 育 長) 異議なしと認めます。よって議案第20号は原案のとおり承認することとします。

日程第6 議案 第21号
魚沼市市民会館条例の一部改正について

- (教 育 長) 日程第6、議案第21号 I83魚沼市市民会館条例の一部改正についてを議題とします。事務局の説明を求めます。
- (生涯学習課長) 説明いたします。(資料により説明：魚沼市市民会館条例の一部改正について(説明))
- (教 育 長) 議案第21号について、質疑はありませんか。
- (委 員) (「ありません」の声あり)
- (教 育 長) 質疑なしと認めます。
- 議案第21号について、本案は原案のとおり承認することに異議ありませんか。
- (全 委 員) 「異議なし」
- (教 育 長) 異議なしと認めます。よって議案第21号は原案のとおり承認することとします。

日程第7 協議事項
奨学生の決定について
【機密情報のため、非公開】

①共催依頼及び②後援依頼について

- (教 育 長) 日程第6、①共催依頼及び②後援依頼についてを議題とします。それぞれ事務局の説明を求めます。
【以下、資料に基づき報告】
- (学校教育課長) 共催依頼2件、後援依頼10件について報告
- (教 育 長) 報告事項①共催依頼及び②後援依頼について、質疑はありませんか。
- (委 員) (「ありません」の声あり)

(教 育 長) 以上で報告事項を終了します。

日程第 8 その他

①その他

(教 育 長) 日程第 8、その他、①その他
その他事項でありましたら、お願いします。

【報告、連絡事項等】

(庶 務 係 長) ・魚沼市総合教育会議テーマについて
・文部科学省市町村教育委員会研究協議会の資料について

(学 校 教 育 課 長) ・給食調理業務委託について

(管 理 指 導 主 事) ・教職員の不足について

(教 育 長) 報告、連絡事項について質疑はありませんか。

(委 員) (「ありません」の声あり)

(教 育 長) 以上で報告事項を終了します。

②今後の会議日程

(教 育 長) 令和 8 年第 7 回定例会については、7 月 1 4 日、午後 1 時 3 0 分から本庁
舎 3 階 3 0 5 会議室で開催することとします。

(教 育 長) それでは以上で②今後の会議日程を終了します。

(教 育 長) 以上で日程を終了することとし、本日の委員会を閉会といたします。

終了時刻 午後 2 時 35 分

以上の記録は、書記が整えたものであるが、その正確であることを証して署名する。

教 育 長

会議録署名委員